

特定非営利活動法人総合型 SC 長与スポーツクラブ利用会員規約

第1条(目的)

本規約は、総合型地域スポーツクラブ（以下「本クラブ」）の利用会員（以下「会員」）としての利用に関する条件を定めるものであり、会員は本規約に同意の上、当クラブが借用した施設やサービスを利用するものとする。

第2条（会員資格）

1. 会員資格は、クラブが定める手続きに従い、入会申込書を提出し、所定の会費を納入した者に与えられる。
2. 会員資格は、原則として月会費制とし、会費の納入が確認されている期間に限る。
3. 会員は、年齢、性別に関係なく、クラブの提供するサービスを利用できる。ただし、特定のサービスには年齢制限や健康状態の確認が必要な場合がある。

第3条(会員の義務)

会員は以下の義務を負うものとする。

1. 本クラブの活動時において、他の会員やスタッフに対して礼儀正しく、良識をもって行動すること。
2. 利用規則や活動における禁止事項を守り、他の会員に迷惑をかけること。
3. 会員としての情報や連絡先の変更があった場合、速やかにクラブに通知すること。
4. 会費やその他の支払いを期日までに行うこと。

第4条(会費)

1. 会員は、クラブが定める会費を、所定の方法で納入する義務がある。
2. 会費は、原則として月単位での納入となり、納入期限を過ぎた場合、会員資格を停止または剥奪されることがある。

第5条（退会）

1. 会員は、任意で退会することができる。退会手続きは、クラブに所定の退会届を提出することによって行われる。
2. 退会后、未納の会費がある場合には、退会時にその支払い義務が発生する。
3. クラブは、会員が規約に違反した場合、または社会的な秩序を乱した場合、会員資格を取り消すことができる。

第6条(禁止事項)

会員及びその保護者は、以下の事項を行ってはならない。

1. 他の会員を含む第三者(以下「他の方」という)や本クラブやクラブスタッフを誹謗、中傷すること。
2. 他の方への威嚇行為、暴力行為または迷惑行為。
3. 本クラブの秩序を乱す行為。

4. 法令や公序良俗に反する行為。
5. その他、本クラブがクラブ会員としてふさわしくないと認める行為。

第7条（利用制限・利用休止）

本クラブは、会員及びその保護者が次の各号に該当すると認めた場合は、会員に対し一時的に利用制限・利用休止を科することができる。

1. 前条禁止事項の事実があることが判明した場合
2. 料金等の支払債務の不履行があった場合
3. 本クラブからの連絡に対し、一定期間返答がない場合
4. 本クラブの指導内容に理解を示さず適当でないと判断した場合
5. 活動中指示に従わず他の生徒の指導へ支障や迷惑が掛かると判断された場合

第8条（会員資格の停止・除名）

本クラブは、会員及びその保護者が次の各号に該当すると認めた場合は、会員資格の停止や除名をすることができる。

1. 入会申込書に虚偽の記載があった場合。
2. 使用施設を故意に毀損した場合。
3. 他の会員に故意にけがを負わせた場合。
4. 本クラブの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱した場合。
5. 他の会員との間でトラブルが発生し、本クラブが指導にしないと判断した場合。
6. 本規約、その他本クラブが定める規約等に違反した場合、または違反したと判断した場合。
7. 本クラブの合理的な指示指導に従わない場合。
8. その他、本クラブが不適切と判断する場合。

第9条（免責）

会員は、各種活動に際して会員利用規約および指導者の指示に従い、自己の責任において行動する。これに反して、けがや疾病その他の事故が起きた場合は、本クラブ及び指導者に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

第10条（個人情報の取り扱い）

本クラブは、会員から提供された個人情報を厳重に管理し、会員サービスに関する通知や連絡以外には使用しない。

第11条（規約の変更）

本規約は、クラブの運営や法令の変更に応じて、予告なく改訂されることがある。変更された場合は、会員に対し速やかに通知するものとする。

附則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。